

## インターンシップの取扱いに関する協定書

〇〇大学からインターンシップ制度により札幌市に学生を受け入れるに当たり、受入学生の身分取扱い等に関し、〇〇大学長（以下「甲」という。）、札幌市長（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

### 1 インターンシップの目的

乙は、甲に所属する学生等の職業意識の向上及び市政に対する理解の醸成を目的として、インターンシップとして受け入れを決定した学生を実習生として受け入れるものとする。

### 2 実習生の身分

実習生は、甲の学生等としての身分を有する。

### 3 実習の内容

実習の内容は、乙が別途定めるものとする。

### 4 報酬及び費用弁償

実習の期間中、乙は、実習生に対し、給与、報酬及び旅費は支給しない。

### 5 実習生の服務等

- (1) 実習生は、実習期間中、指導、監督等を担当する職員（以下「指導担当者」という。）の指示に従うものとする。
- (2) 実習時間は、原則として午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までとするが、業務の都合や施設運営上等、やむを得ない場合はこの限りではない。
- (3) 実習生は、原則として実習期間中に休暇を取得することはできない。ただし、病気等のやむを得ない事情が生じた場合は、あらかじめ指導担当者に連絡し、指示を受けるものとする。
- (4) 実習生は、実習中に知り得た秘密を、実習中はもとより、実習終了後においても守秘義務を負わせるものとし、その旨を記載した誓約書を乙へ提出するものとする。
- (5) 甲又は実習生は、実習生の研修の成果を論文等により外部へ発表する場合は、あらかじめ乙に協議するものとする。

7 信用失墜行為の禁止

実習生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

8 災害の補償

甲は、実習期間中の災害に備え、実習生を傷害保険及び賠償責任保険に加入させなければならない。

9 損害補償等

実習生の責により、札幌市に損害を与えた場合は、甲及び実習生は乙に対しその損害を補償するものとする。

10 実習の中止

乙は、実習生が前4条の規定に違反する行為を行ったときは、実習生の実習を中止することができる。この場合、乙は甲にその旨通知するものとする。

11 その他

この協定に定める事項で疑義が生じた場合及びこの協定に定めるもののほか、インターンシップに関して必要な事項は、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和5年 月 日

(甲) 大学

(乙) 札幌市長 秋元 克広